

## 令和5年関川村議会7月（第5回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和5年7月11日（火曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
  - 第 4 議案第37号 下山川河川災害復旧工事請負契約の締結について
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
  - 第 4 議案第37号 下山川河川災害復旧工事請負契約の締結について
- 

### ○出席議員（9名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	3番	鈴	木	紀	夫	君
4番	伊	藤	敏	哉	君	5番	小	澤		仁	君
6番	加	藤	和	泰	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	平	田		広	君	9番	伝		信	男	君
10番	菅	原		修	君						

---

### ○欠席議員（1名）

2番 近 壽太郎 君

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君			
副	村	長	角	幸	治	君		
総	務	課	長	野	本	誠	君	
建	設	課	長	河	内	信	幸	君

---

### ○事務局職員出席者

議会事務局長	熊	谷	吉	則
議会事務局副主幹	小	池	由	美子

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和5年関川村議会7月（第5回）臨時会議を開会します。

2番、近 壽太郎さんから欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、小澤 仁さん、6番、加藤和泰さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、補助金等財政援助団体監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2、第3項の規定により、令和5年5月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

本日は臨時会議をお願いいたしましたところ、皆様からお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがと

うございます。

さて、最初にお諮りいたします報告第8号は、損害賠償額の決定及び和解についてです。

損傷した村道を通行した車両に損害を与えたものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、説明をさせていただきます。

まず、この事故の相手方でございますけれども、村上市の株式会社津屋さんでございます。

事故の概要は、事故の発生日時、令和5年5月2日午後3時頃であります。事故の発生場所は、蛇喰地内の村道女川郷114号線ということで、弘長寺につながる村道でございます。事故の状況といたしましては、会津屋さんの車が村道を走行中、グレーチングの蓋のかかった側溝の上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、自動車の左側後方バンパーを損傷させたというものでございます。原因といたしましては、側溝のグレーチングの蓋の末端部分のコンクリートが欠けていて、蓋ががたがたいうような状況であったということでございます。

今回のこの事故に関しまして、過失割合は10対ゼロということで、関川村が10、相手方はゼロということになりました。

和解の要旨といたしましては、バンパーの修理代、全額ですけれども7万3,315円といたしまして、関川村は相手方に支払うということです。それから、本件事故に関する一切の債権債務関係がないということを確認してございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。

まず、村道のところに横断でグレーチングがかかっているところだと思うんですけども、昨今、ずっと村内の道路、県道、村道を走ってみますと、水害後、かなり傷んでいる道路が見受けられて気になっていたところではあるんですが、日時を見ますと昨年の水害前です。グレーチングが跳ね上がって車が壊れたという、それ以前からやはりそういう状況になっていたかと思うんですが、報告も何もない形でこうなったんだろうというのは予測されます。その辺のところの状況と、あと、100・ゼロですよ、10対ゼロということは。その100・ゼロの……。

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん、一問一答で。

○5番（小澤 仁君） じゃあ、まずその辺の状況のところをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 現況の道路の横断部分なんですけれども、ちょうど端のほうで、横断部分と、それからあと縦方向から流れてくるちょうどその境目のところが現場になっておりまして、実際この現場については昨年の水害で被災したという場所ではなかったんですけれども、何せ端のほうなものですから、片側のコンクリートの蓋のかかりの部分が欠如していたということはこちらでは把握していないという事案です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 状況は確認できました。

過失割合の10対ゼロ、100・ゼロの根拠がどういう根拠で100・ゼロになったかというのを教えていただいていいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 村は保険会社を通じて確認をしたわけでございますけれども、道幅も狭く、走行した車がそこを通らなければいけなかったというような状況の中で、避けられない事故だったために、過失割合は100・ゼロということで、村も了解したというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

今の質問とかぶりますけれども、そのグレーチングの詳しい位置というのは、車道なのか歩道なのか教えていただけますか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 当該路線につきましては、歩道がない、片側1車線の道路でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） あと、相手方、保険会社同士の話し合いで10・ゼロということでしたけれども、相手方のスピードだとか出せるような場所なのか。地図とか写真があれば分かるんですけれども、どういった状況なのかちょっと分からないんですけれども、そこは法定速度というんでしょうか、今狭い道だというような説明でしたけれども、恐らく狭い道ってスピードを出せませんよね。ゆっくり走っても跳ね上がってバンパーを傷つけるのかどうか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 私も現場確認しておりますけれども、少し坂道で、上り坂でございます。細い道ですので、そんなにスピードは出していなかったんだろうというような想定はできます。ただ、どうなんでしょうか、徐行ぐらいであれば跳ね上がりも緩かったのかもしれないけれども、ある程度、20キロ、30キロで走行した場合にがたんといって跳ね上がったというようなのかなというところで確認はしてございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） この件の直接の質問ではないんですけども、こういう道路のいろんな損傷があるわけですけども、村、建設課ではパトロールといたしますか、道路のそういう傷みですとかそういう危険、例えば目に見えてアスファルトが掘れていたとか、そういうものパトロールというのはどのぐらいの頻度でやっているのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 定時で行っているということはないんですけども、事あるごとに、その現場に出ているときに随時点検をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今回のグレーチングを支えるコンクリート部分の損傷というか、見えない部分ですので、なかなか分からないと思うんですけども、例えばそういうところをよく通行するのは地元の住民の方々だと思うんですけども、そういう方々から建設課にこういうところ傷んでいるよというような通報のシステムというんでしょうか、そういう案件があったら教えてくださいという取組はされておりますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 特別こういったことでお願いしますということはしておりませんが、区長さんであったり、通行した住民の方々から直接建設課に連絡をいただくということは常にございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） そういう問題を察知した住民が連絡をくれるということだと思いますが、もし可能であれば区長会議を通じてとか、なかなか定期的なパトロールも難しい状況だと思いますので、そういう集落の人たちが気づいた部分については積極的に教えてくださいというようなことが未然の防止につながるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） その辺につきましては、今後、区長会議のときとかに依頼したいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

参考までにお聞きするんですが、さっき保険の関係のお話が出ましたけれども、金額は小さいんですけども、100%保険対応になるということなんでしょうか。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第4、議案第37号 下山川河川災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、議案第37号 下山川河川災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第37号は、下山川河川災害復旧工事請負契約の締結についてでございます。

既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて、本契約を締結するものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 説明をさせていただきます。

契約の目的は、普通河川下山川河川災害復旧工事でございます。

施工場所は、関川村の桂地内。

契約方法は、随意契約。

契約金額5,610万円。

契約の相手方は、村上市の株式会社山嘉土建さんでございます。

この随意契約の理由でございますけれども、当箇所は国有林、治山ダムや法面の被災箇所と近接しているところでございます。よって、これらの工事と一体的に復旧工事を行う必要があることから、国有林の災害復旧工事の施工業者を選定し、随意契約をさせていただいたというものでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。ちょっと参考までをお願いします。

随意契約になっていきますけれども、今、災害は全部随意契約でやっていると思うんですが、災害復旧が終わって、例えば終わってからまた平常どおり入札に戻すという考えでよろしいんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 災害復旧工事に当たりまして、基本的には指名競争入札を基本としております。中にはこういう事情でもって随意契約というものもございますけれども、そういったすみ分けをさせていただきます。（「分かりました」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時16分 散 会